

議案第37号

本市公共下水道施設を奈良市住民の使用に供させることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、奈良市
から下記のとおり本市公共下水道施設を奈良市住民の使用に供させることについ
て協議がなされたので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成19年6月7日提出

天理市長 南 佳 策

記

- 1 流入区域 奈良市虚空蔵町及び高樋町の一部
- 2 流入区域見取図 別紙のとおり
- 3 経費の負担 公共下水道施設の維持管理に要する経費の負担につい
ては、本市とする。
- 4 使用条件 使用料は、本市の条例の定めるところによる。

流入区域見取図

奈良市

天理市

凡例

	行政界
	奈良市流入区域
	天理市公共下水道管
	処理区域